

日時 令和7年10月10日 9時30分

場所 熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 税務署代表電話におけるセカンドガイダンスの導入拡大について (総務課)

関東信越国税局においては、税務署の電話相談事務における納税者利便の向上の観点から、一部の税務署において、新たな音声ガイダンスをアナウンスすることによって、問合せ等の内容に応じ、担当部門に電話が直接つながるようにする取組を実施しています。

当署におきましては、令和7年10月27日（月）から別添1のとおり導入されますので、先生方におかれましてはご承知おきいただくとともに、関与先の皆様への周知をお願いします。

(2) 税務手続きに係るオンライン利用の推進について (総務課)

先生方におかれましては、税務手続きのオンライン利用にご協力いただきありがとうございます。当署におきましては、e-Tax 申告の更なる利用向上、申告書のみならず財務諸表などの添付書類の e-Tax によるデータの提出、更にはダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用向上を目指しているところでございます。

つきましては、今後、先生方及び関与先の方へ個別に利用勧奨に伺わせていただく場合がございますので、お忙しいところ恐縮ですがご対応の程よろしく申し上げます。

(3) 中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について (総務課・管理運営部門)

中学生及び高校生の「税の作文」の応募状況について、中学生の作文は管内全中学校 30 校から 6,977 編、高校生は 6 校から 1,035 編の応募がありました。税理士会熊谷支部長賞を含む優秀作品は、11 月 13 日(木)に開催する「納税表彰式」にて表彰する予定です。

(4) ダイレクト納付の利用のおすすめについて (管理運営部門)

国税局において、税理士会との意見交換を行いながら税理士向けのダイレクト納付リーフレット(別添 2)を作成しました。

ダイレクト納付の利用により、「納付書を準備・作成して納税者に交付する」といった事務量が削減されるほか、納付日を指定(又は自動ダイレクトの機能を活用)して、納税者に対して納税額と納付指定日を連絡することで、納付書の交付に代えて、納付手続の案内を完了させることができます。関与先への働きかけを行う際の参考としていただきますようお願いします。

今後、納税者(経理担当者)向けのリーフレット(別添 3)を署や金融機関の窓口等で配付するなど、納税者への個別勧奨に活用する予定です。関与先から相談等があった場合には、ダイレクト納付の利用に向けた積極的なサポート等をお願いします。

(5) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について (管理運営部門)

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の書面交付分の発送日につきましては次のとおり予定しております。埼玉県内税務署統一の発送日は設けておりませんが、各署とも 10 月 22 日前後の発送となる予定です。

発送予定日 令和 7 年 10 月 22 日(水)

(6) 「未納国税の納付について(圧着はがき)」の発送について (徴収部門)

国税等を滞納している納税者に対して、年 2 回圧着はがきで定期催告書の「未納国税の納付について」を送付しているところですが、次の日程で発送しますので、関与先に届いた場合には、早期に納付するように納付指導をお願いします。

なお、当該催告書は、納付や納付相談の有無に関わらず、原則として滞納者全員に送付しております。

発送日 令和 7 年 10 月 31 日(金)

(7) 法定調書としての e-Tax での給与所得の源泉徴収票の提出について(個人課税部門)

上記(2)に絡んだお話しとなりますが、関与先が給与所得の源泉徴収票を e-Tax により提出を行うことでマイナポータル連携され、従業員の方が確定申告する際にとっても便利になります。

本来の給与所得の源泉徴収票提出範囲は支払金額 500 万円を超えるもの等ですが、500 万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても e-Tax で提出をしていただきたいというお願いです。

また、e-Tax により法定調書として全件の給与所得の源泉徴収票提出も可能ですが、eL-TAX で各市町村への給与支払報告書を提出する際に、税務署への給与所得の源泉徴収票も同時に作成し、同時に e-Tax での送信ができますので、事務量の軽減に繋がる

と思います。是非お願いします。（別添4）

(8) ID・パスワード方式の見直しについて (個人課税部門)

令和7年10月1日から「ID・パスワード」の新規発行を停止しており、既に国税庁ホームページ、e-Tax ホームページ並びに確定申告書等作成コーナーには本件について掲載がされています。

なお、ID・パスワード方式の廃止を含めた今後の取り扱いについては、引き続き、国税庁において検討すると聞いております。

(9) 年末調整関係書類の国税庁ホームページへの掲載について (法人課税部門)

国税庁ホームページに令和7年分年末調整関係情報が掲載されておりますので、関与先に対して周知いただきますようお願いします。

なお、源泉徴収義務者の方へのリーフレット等の発送は、10月下旬の予定です。

掲載内容	掲載時期
・年末調整がよくわかるページ（令和7年分）	掲載済
・令和7年分年末調整のしかた	
・「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について	
・令和7年分年末調整関係各種申告書及び記載例	
・令和8年分源泉徴収税額表	
・年末調整計算シート（令和7年用）	
・年末調整チャットボット	
・年末調整のしかた（動画）	10月下旬掲載予定

5 県税事務所からの連絡事項

滞納整理強化月間について

別添5参照